

確定申告の ポイント③

家族に農作業を手伝ってもらい給与を支払ったり、地代や家賃を支払っている場合があるだろう。この場合、支払った給与や地代・家賃等は、原則必要経費に算入できないので注意したい。ただし、一定の要件に該当する場合には、以下のように必要経費とすることができます。

〈青色事業専従者〉

その年の3月15日までに「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出し(表参照)、届け出した金額の範囲内において、専らその事業に従事している親族に給与を支払った場合には、その支払った金額を必要経費に算入できる。

〈事業専従者〉

専らその事業に従事する親族がある場合には、次のいずれか低い金額を必要経費とみなす。

- ①50万円(配偶者は86万円)
②(事業所得十不動産所得十山林所得)÷(専従者の数)

1)

青色事業専従者給与に関する届け出の手続き

原則	その年3月15日まで
特例	その年1月16日以後新規事業開始の場合または新たに青色事業専従者を有することとなった場合には、新規事業開始日などから2カ月以内

届け出て必要経費に

専従者給与の注意点

②他に職業がある者

③老衰その他心身の障害により事業に従事する能力が著しく阻害されている者

ただし、青色事業専従者については、親族が死亡、長期にわたる病気、婚姻等により、その年を通じて同一生計親族として事業に従事することができなかったこと等の場合には、従事可能な期間の2分に1を超える期間その事業に従事すれば足りるものとされる。

この必要経費に算入される金額は、事業主の親族の給与によるため、その親族の給与として課税対象になることは覚えておこう。反対に、青色事業専従者または事業専従者に該当せず、原則通り必要経費に算入できない場合には、その親族の給与にも該当しないため、親族の所得は生じないことになる。いずれにしても、専従者として必要経費に算入する方が所得分散により税金が抑えられるため、手続きはしておく方が得策だろう。